

しゅつにゆうこくざいりゆうかんにちよう にゆうかん
出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお知らせ

あたら たいさく にほん はい ひと ざいりゆうしかくにんてい
新しいコロナウイルスへの対策で、日本に入ることができない人のために、在留資格認定
しょうめいしょ しょうめいしょ ゆうこうきげん とくべつ つく
証明書（Certificate of Eligibility）の有効期限について、特別なルールを作りました。

いつものルール

とくべつ
→特別なルール

ざいりゆうしかくにんていしょうめいしょ か ひ
在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）に書いてある日から、
3か月が過ぎる前に、さしやう
査証（ビザ visa）をもらって、日本に入ります。

→ ① 2020年1月1日から2021年7月31日までに作られた在留資格認定
しょうめいしょ
証明書（Certificate of Eligibility）は、2022年1月31日まで、使うことがま
す。

② 2021年8月1日から2022年1月31日までに作られた在留資格認定
しょうめいしょ
証明書（Certificate of Eligibility）は、この証明書が作られた日から6か月間、使う
ことができます。

※ この特別なルールは、在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）が2022年
1月31日までに作られた場合のものです。在留資格認定証明書（Certificate of
Eligibility）を使うことができる日を過ぎてしまった人は、もう1回申請をしてください。

※ 申請の内容が前と同じときは、入管に出す書類が少なくてもよいので、在留資格認定
しょうめいしょ
証明書（Certificate of Eligibility）を早くもらうことができます。

↓を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005852.pdf>

★ 査証（ビザ visa）は、大使館や領事館で、もらいます。

★ 在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）に書いてある日から、3か月以上過ぎて
から、大使館や領事館に書類を出すときや、査証（ビザ visa）の申請から3か月以上過ぎた
ときは、「在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）の申請をしたときの予定どおり

の活動ができる」ということを会社などが書いた書類も出します。

- ★ 在留期限を長くするために必要なことや赤ちゃんが生まれたときに必要なことは、「生活・仕事ガイドブック」を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004643.pdf>

- ★ わからないときは、入管（Regional Immigration Services Bureau 出入国在留管理局）に質問してください。

外国人在留総合インフォメーションセンター（月～金 8：30～17：15）

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112（IP、PHS、外国から）

地方出入国在留管理局

札幌出入国在留管理局

TEL 011-261-7502

仙台出入国在留管理局

TEL 022-256-6076

東京出入国在留管理局

TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234（IP、PHS、外国から）

横浜支局

TEL 0570-045259

045-769-1729（IP、PHS、外国から）

名古屋出入国在留管理局

TEL 052-559-2150

大阪出入国在留管理局

TEL 06-4703-2100

神戸支局

TEL 078-391-6377

広島出入国在留管理局

TEL 082-221-4411

高松出入国在留管理局

TEL 087-822-5852

福岡出入国在留管理局

TEL 092-717-5420

那覇支局

TEL 098-832-4185